

外国人技能実習生・留学生等を受入れている企業や学校のみなさまへ

株式会社 名古屋銀行

最近、外国人技能実習生や留学生の方々が、口座転売等の金融犯罪に関与しているというケースが増加しており、社会問題にもなっております。

自社の従業員・生徒が犯罪者とならないよう、外国人技能実習生・留学生の受入企業として、次のことについてご指導・ご配慮いただきますようお願いいたします。

【外国人の方が犯罪に加担する事例】（犯罪収益移転防止法違反）

口座転売

給与振込用に作成した金融機関口座を、帰国する時に売ってしまい、その口座が振り込め詐欺や還付金詐欺等の振込先に利用されてしまう。

※ 実際に被害が発生しなくても、口座の売買そのものが犯罪です。

不正送金

自分の銀行口座に振り込まれたお金（不正送金や詐欺の被害金）を引き出し、別の口座（犯人の口座など）に送金する。

【企業の方々へのお願い】

上記犯罪防止の観点から、名古屋銀行では2018年11月より、外国人技能実習生や留学生の口座作成時には、受入企業や学校のみなさまに以下の点をお願いいたします。

- ①技能実習生・留学生の口座開設時には、企業担当者の方もご同行をお願いいたします。
- ②技能実習生・留学生に対して、口座転売や不正送金は犯罪であり、決して加担しないようご説明をお願いいたします。
- ③帰国時には、必ず預金口座の解約を行うようご説明をお願いいたします。
- ④上記②③の内容をご説明いただくことにご了解いただいた証として、企業担当者の方に「受領書」のご提出をお願いいたします。

以上